

さ つ ま 町  
第6期障がい福祉計画  
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

鹿児島県 さつま町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の対象と範囲	5
5 計画の策定体制	6
6 障がいの表記について	6
第2章 さつま町における障がい者の状況	7
1 本町の障がい者の概況	9
2 障害福祉サービス等の利用状況	18
3 前期計画の評価	23
第3章 計画の基本的方向	27
1 基本理念	29
2 サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	29
3 成果指標の設定	30
第4章 障害福祉サービスの見込量等	35
1 障害福祉サービスの見込量と確保方策	37
2 地域生活支援事業の見込量と確保方策	43
3 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策	49
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標	51
5 発達障がい者等に対する支援に係る活動指標	52
第5章 計画の推進にあたって	53
1 計画の推進にあたって	55
第6章 資料編	57
1 さつま町障害福祉計画策定委員会	59
2 さつま町地域自立支援協議会	62
3 町内のサービス提供事業所一覧	65
4 用語解説	66



# 第1章 計画の策定にあたって

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、社会福祉基礎構造改革が図られ、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下、従来の措置制度について利用者の視点から見直しが行われ、平成15年には障がい者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

また、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神等の障がい種別ごとに対応してきた障害福祉サービスについて、「年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されるとともに、また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、各市町村に「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、障害者基本法の改正や障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しが図られ、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行されました。

さらに、平成28年に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、各市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町では、障がい者が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するにあたり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画として、「さつま町障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、本町の現状や障がい者のニーズ等を踏まえた事業展開に努めてきました。

現在の「さつま町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度末に終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向や近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、新たな「さつま町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」に該当し、「さつま町障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

### ○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○児童福祉法第 33 条の 20

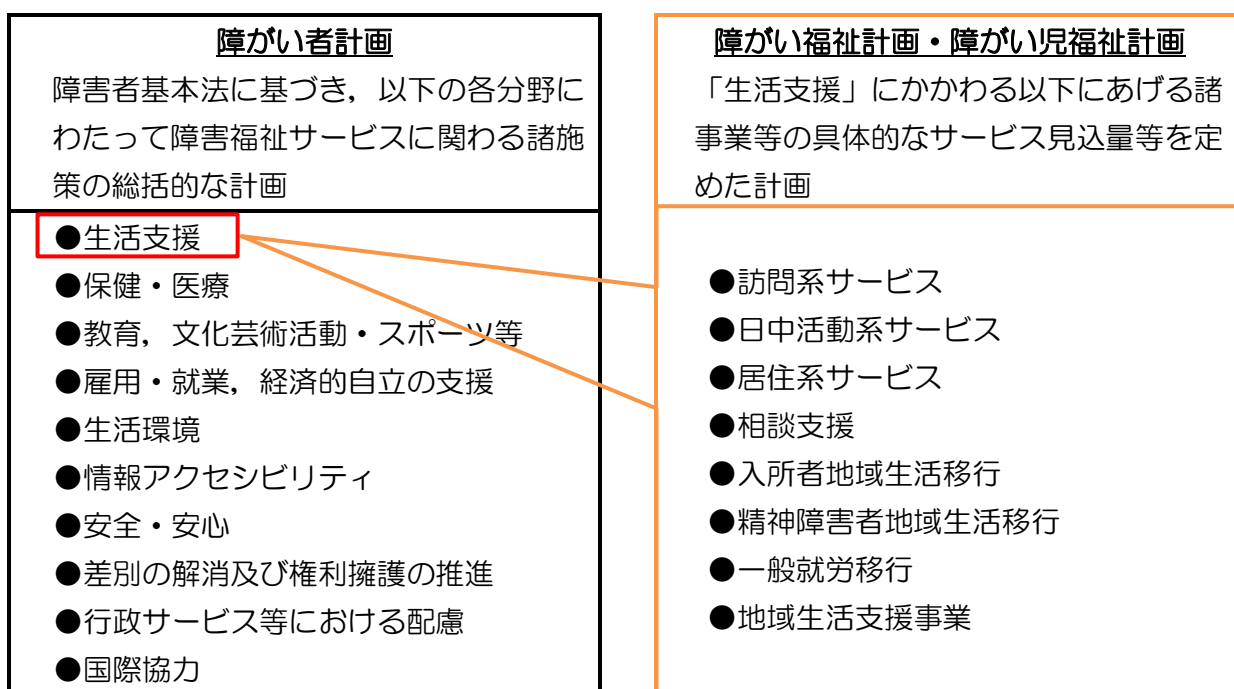
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (1) 障がい者計画との関係

障がい者計画は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項等について定めた理念計画です。

一方、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者計画に定めた理念に基づき、障がい者・障がい児が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する事項等について定めた実施計画です。

#### 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係





## (2) その他計画等との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本指針を定めた第2次さつま町総合振興計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針として令和2年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や「鹿児島県障害福祉計画」等、国や県が示す方向性を踏まえた計画となります。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画				第1期計画			第2期計画			第3期計画		
障がい者計画				障害者計画						障がい者計画		

## 4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

本計画においては、「障がい児」を上記にあてはまる人のうち18歳未満の人、「障がい者」を年齢を問わず上記にあてはまる人として記載します。

## 5 計画の策定体制

本計画の策定において、障がい者福祉関係団体や学識経験者等で構成するさつま町障害福祉計画策定委員会及びさつま町地域自立支援協議会を開催し、本計画素案等の検討・審議を行いました。

また、障害者手帳所持者及び障がい者福祉に関わる事業所・関係団体等に対するアンケート調査等を令和2年8月～9月にかけて実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

### さつま町障害福祉計画策定委員会及びさつま町地域自立支援協議会の開催概要

会議名	回	開催日	協議事項
さつま町障害福祉計画 策定委員会	第1回	令和2年11月4日	計画素案について
	第2回	令和3年2月中旬 ～2月下旬	計画最終案について（書面審議）
	第3回	令和3年3月24日	計画策定完了報告
さつま町地域自立支援協議会	第1回	令和2年11月4日	計画素案について
	第2回	令和3年3月24日	計画策定完了報告

## 6 障がいの表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」「災い」等の意味があり、「有害」「被害」等、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、不快感を覚えたりするなど、人権尊重の観点からも好ましくないとの意見があります。

本計画においては、少しでも否定的でマイナスなイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、関係団体、関係施設等の名称を除き、「害」を「がい」として表記します。

## **第2章 さつま町における障がい者の状況**

---



## 第2章 さつま町における障がい者の状況

### 1 本町の障がい者の概況

#### (1) 障害者手帳所持者数

本町の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月1日時点の所持者数は1,886人となっています。

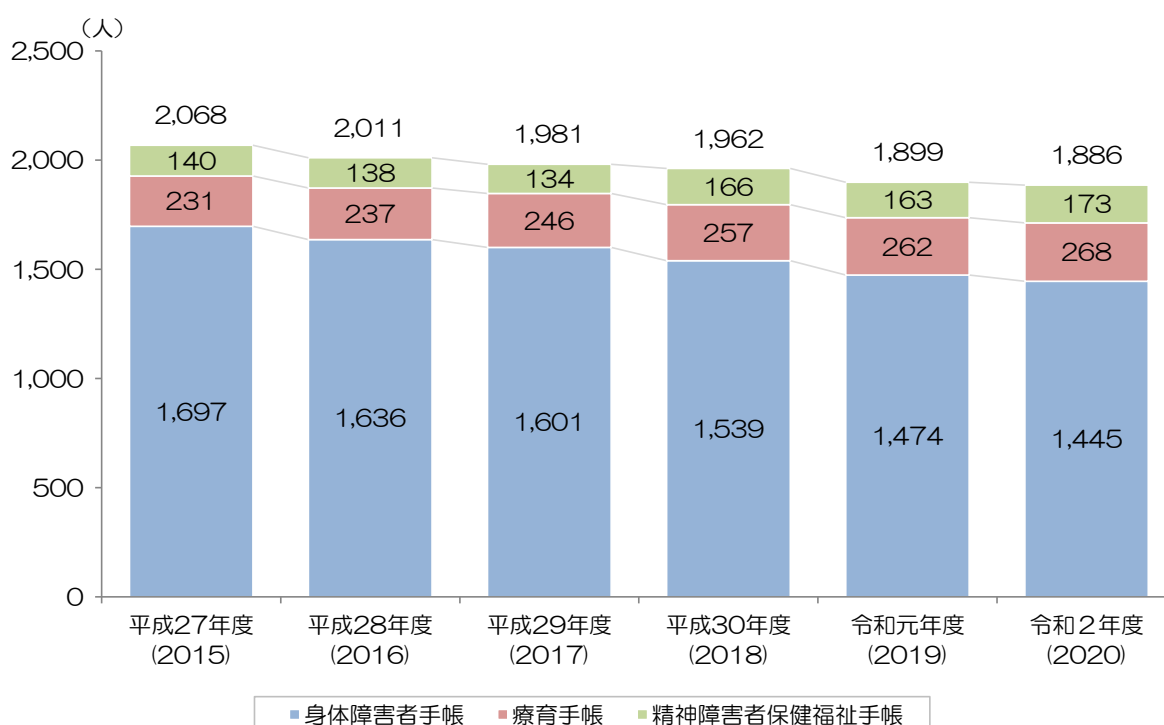
総人口に対する割合は大きな変動がないことから、総人口減少の影響を受けていると考えられます。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総人口	22,978	22,453	21,911	21,569	21,202	20,776
手帳所持者総数	2,068	2,011	1,981	1,962	1,899	1,886
総人口に対する割合	9.0%	9.0%	9.0%	9.1%	9.0%	9.1%
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
総人口に対する割合	7.4%	7.3%	7.3%	7.1%	7.0%	7.0%
療育手帳	231	237	246	257	262	268
総人口に対する割合	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%
精神障害者保健福祉手帳	140	138	134	166	163	173
総人口に対する割合	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%

※各年度4月1日現在



## (2) 障害者手帳種別所持者数

### ① 身体障害者手帳

#### ア) 年齢区分別所持者数の推移

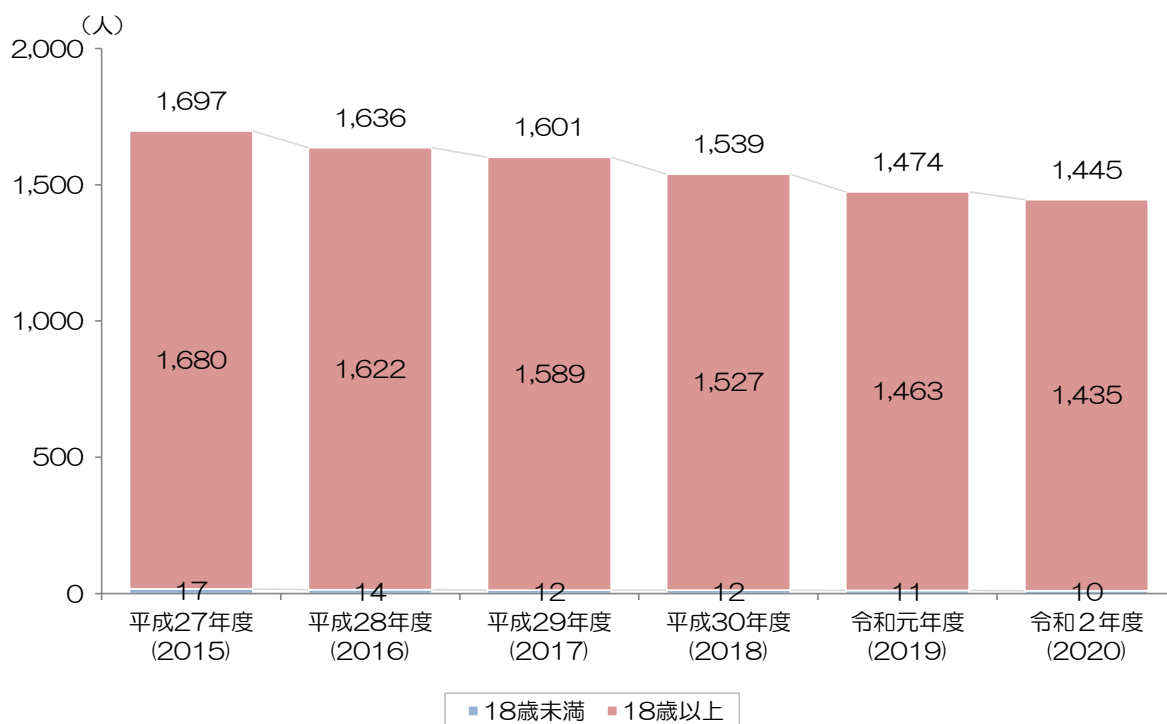
本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年4月1日時点の所持者数は1,445人となっています。

年齢区分別にみると、18歳未満・18歳以上ともに減少傾向にあります。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
18歳未満	17	14	12	12	11	10
全体に占める割合	1.0%	0.9%	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%
18歳以上	1,680	1,622	1,589	1,527	1,463	1,435
全体に占める割合	99.0%	99.1%	99.3%	99.2%	99.3%	99.3%

※各年度4月1日現在



## イ) 等級別所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、以前は1級が最も多く、次いで、4級が多くなっていましたが、令和2年4月1日時点では4級が最も多く、次いで、1級が多くなっています。

令和2年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成27年4月1日時点と比較して、すべての等級で減少しています。

(単位：人)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
障がい者	1,680	1,622	1,589	1,527	1,463	1,435
障がい児	17	14	12	12	11	10
1級	476	457	435	414	400	372
障がい者	467	448	427	406	392	366
障がい児	9	9	8	8	8	6
2級	263	242	238	231	203	200
障がい者	260	239	235	228	202	198
障がい児	3	3	3	3	1	2
3級	314	293	276	277	266	253
障がい者	313	293	276	277	265	252
障がい児	1	0	0	0	1	1
4級	412	420	424	405	399	406
障がい者	411	419	424	404	398	405
障がい児	1	1	0	1	1	1
5級	113	109	108	100	96	98
障がい者	113	109	108	100	96	98
障がい児	0	0	0	0	0	0
6級	119	115	120	112	110	116
障がい者	116	114	119	112	110	116
障がい児	3	1	1	0	0	0

※各年度4月1日現在

## ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

令和2年4月1日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成27年4月1日時点と比較して、すべての障がいの種類で減少しています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
身体障害者手帳	1,697	1,636	1,601	1,539	1,474	1,445
障がい者	1,680	1,622	1,589	1,527	1,463	1,435
障がい児	17	14	12	12	11	10
視覚障がい	116	112	111	101	90	95
障がい者	115	111	110	100	90	95
障がい児	1	1	1	1	0	0
聴覚・平衡機能障がい	225	218	213	206	190	188
障がい者	223	216	211	204	189	187
障がい児	2	2	2	2	1	1
音声言語障がい	10	12	12	12	11	9
障がい者	10	12	12	12	11	9
障がい児	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	905	868	848	806	773	750
障がい者	895	861	842	800	766	743
障がい児	10	7	6	6	7	7
内部障がい	441	426	417	414	410	403
障がい者	437	422	414	411	407	401
障がい児	4	4	3	3	3	2

※各年度4月1日現在



## 工) 等級・障がいの種類別所持者数の状況

本町の身体障害者手帳所持者数を等級及び障がいの種類別にみると、全体では、肢体不自由が最も多くなっていますが、1級では内部障がい、6級では聴覚障がいが多くなっています。

(単位：人，%)

区 分	全体	視覚	聴覚	言語	肢体不自由	内部
身体障害者手帳	1,445	95	188	9	750	403
構成比	100.0%	6.6%	13.0%	0.6%	51.9%	27.9%
1級	372	34	1	1	126	210
構成比	100.0%	9.1%	0.3%	0.3%	33.9%	56.5%
2級	200	27	26	1	144	2
構成比	100.0%	13.5%	13.0%	0.5%	72.0%	1.0%
3級	253	9	27	2	143	72
構成比	100.0%	3.6%	10.7%	0.8%	56.5%	28.5%
4級	406	5	68	5	209	119
構成比	100.0%	1.2%	16.7%	1.2%	51.5%	29.3%
5級	98	15	2	0	81	0
構成比	100.0%	15.3%	2.0%	0.0%	82.7%	0.0%
6級	116	5	64	0	47	0
構成比	100.0%	4.3%	55.2%	0.0%	40.5%	0.0%

※令和2年4月1日現在



## ② 療育手帳

### ア) 年齢区分別所持者数の推移

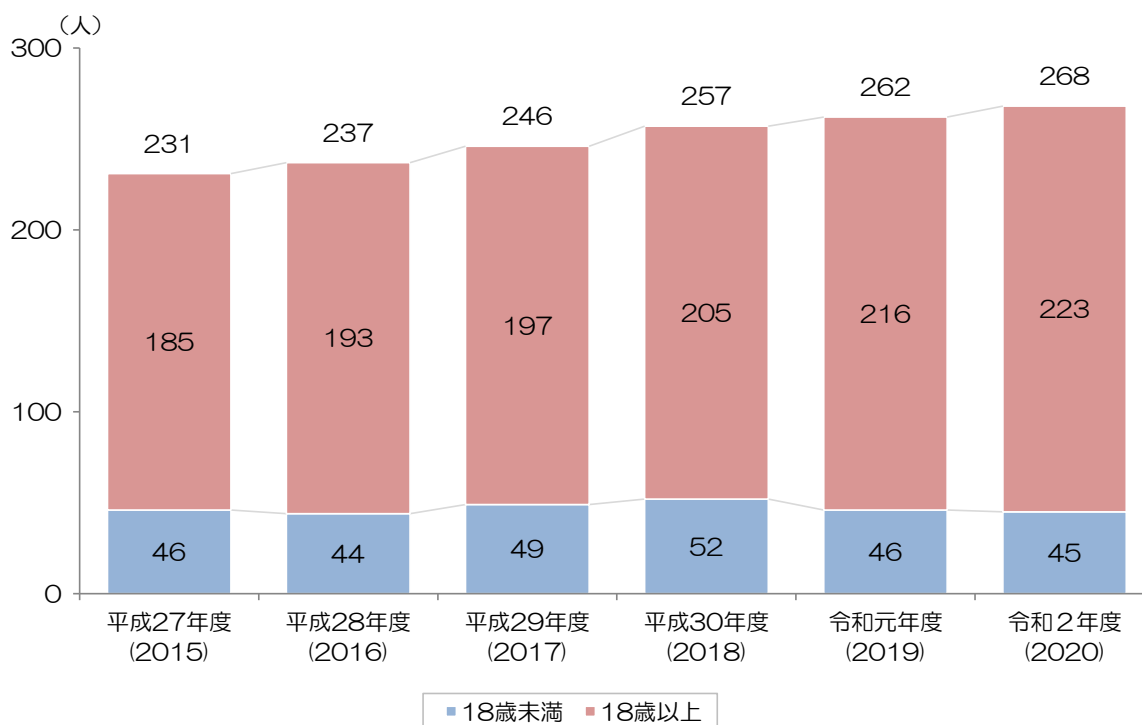
本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり，令和2年4月1日時点の所持者数は268人となっています。

年齢区分別にみると，18歳以上が増加傾向にあります。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
療育手帳	231	237	246	257	262	268
18歳未満	46	44	49	52	46	45
全体に占める割合	19.9%	18.6%	19.9%	20.2%	17.6%	16.8%
18歳以上	185	193	197	205	216	223
全体に占める割合	80.1%	81.4%	80.1%	79.8%	82.4%	83.2%

※各年度4月1日現在



## イ) 等級別所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数を等級別にみると、平成 27 年 4 月 1 日時点では B 1 が最も多く、次いで、A 1 が多くなっていましたが、令和 2 年 4 月 1 日時点では B 1 に次いで、B 2 が多くなっています。

B 1 と B 2 で全体の半数以上を占めています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
療育手帳	231	237	246	257	262	268
障がい者	185	193	197	205	216	223
障がい児	46	44	49	52	46	45
A	2	2	2	2	2	2
障がい者	2	2	2	2	2	2
障がい児	0	0	0	0	0	0
A 1	57	55	56	57	58	57
障がい者	51	50	52	53	55	55
障がい児	6	5	4	4	3	2
A 2	45	46	45	45	47	51
障がい者	37	38	38	39	41	44
障がい児	8	8	7	6	6	7
B	6	6	6	6	6	6
障がい者	6	6	6	6	6	6
障がい児	0	0	0	0	0	0
B 1	72	77	75	77	80	79
障がい者	58	67	65	67	69	69
障がい児	14	10	10	10	11	10
B 2	49	51	62	70	69	73
障がい者	31	30	34	38	43	47
障がい児	18	21	28	32	26	26

※各年度 4 月 1 日現在

### ③ 精神障害者保健福祉手帳

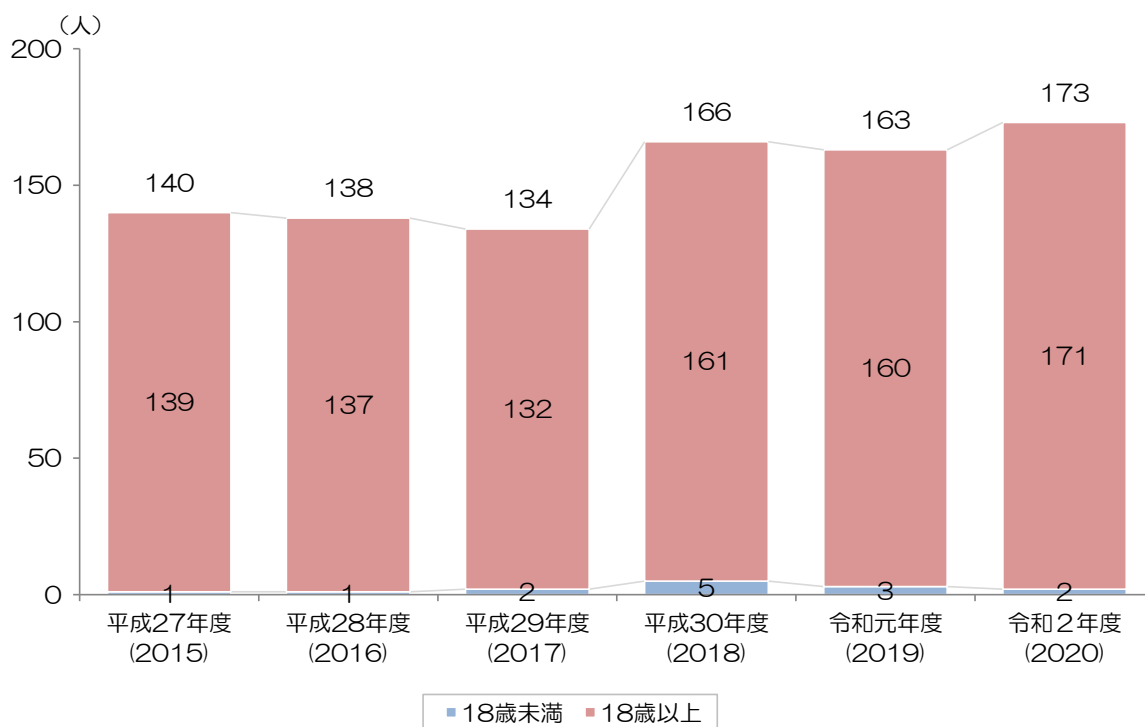
#### ア) 年齢区分別所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり，令和2年4月1日時点の所持者数は173人となっています。

(単位：人，%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
精神障害者保健福祉手帳	140	138	134	166	163	173
18歳未満	1	1	2	5	3	2
全体に占める割合	0.7%	0.7%	1.5%	3.0%	1.8%	1.2%
18歳以上	139	137	132	161	160	171
全体に占める割合	99.3%	99.3%	98.5%	97.0%	98.2%	98.8%

※各年度4月1日現在



## イ) 等級別所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多くなっています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
精神障害者保健福祉手帳	140	138	134	166	163	173
障がい者	139	137	132	161	160	171
障がい児	1	1	2	5	3	2
1 級	5	4	3	5	3	5
障がい者	5	4	3	5	3	5
障がい児	0	0	0	0	0	0
2 級	121	121	116	135	132	143
障がい者	121	120	115	132	130	141
障がい児	0	1	1	3	2	2
3 級	14	13	15	26	28	25
障がい者	13	13	14	24	27	25
障がい児	1	0	1	2	1	0

※各年度4月1日現在

## ウ) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、近年増加傾向にあり、令和2年4月1日時点では347人となっています。

(単位：人)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	312	281	304	327	329	347

※各年度4月1日現在

## 2 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス等の利用状況について、令和2年8月から9月にかけて実施した障がい者アンケート調査（障がい者調査・障がい児調査）結果、令和2年9月に実施した施設・事業所調査及び関係団体調査結果に基づく意向等を整理した結果は以下のとおりです。

### ※ 調査概要

調査種別	障がい者アンケート調査		施設・事業所及び関係団体調査	
	障がい者調査	障がい児調査	施設・事業所調査	関係団体調査
調査時期	令和2年8～9月		令和2年9月	
調査対象	障害者手帳を所持する18歳以上の町民	障害者手帳を所持する18歳未満の町民の保護者	町内の障害福祉サービス等を提供する法人	町内の障がい者団体
調査方法	郵送配布・郵送回収			
配布数	955	45	8	3
有効回答数	547	27	8	2
有効回答率	57.3%	60.0%	100.0%	66.7%

### ※ 調査結果利用上の注意点

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表等は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

## (1) 障害福祉サービスの利用状況等

### ① 現在利用している障害福祉サービス等（障がい者調査・障がい児調査）

「就労継続支援（A型，B型）」が5.6%と最も高く，次いで，「相談支援」の4.0%，「生活介護」の3.8%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
居宅介護（ホームヘルプ）	10	1.7%	1.7%						
重度訪問介護	3	0.5%	0.5%						
同行援護	1	0.2%	0.2%						
行動援護	4	0.7%	0.7%						
重度障害者等包括支援	6	1.0%	1.0%						
施設入所支援	19	3.3%	3.3%						
短期入所（ショートステイ）	16	2.8%	2.8%						
療養介護	6	1.0%	1.0%						
生活介護	22	3.8%	3.8%						
自立生活援助	7	1.2%	1.2%						
共同生活援助（グループホーム）	4	0.7%	0.7%						
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	9	1.6%	1.6%						
就労移行支援	4	0.7%	0.7%						
就労継続支援（A型、B型）	32	5.6%	5.6%						
就労定着支援	2	0.3%	0.3%						
計画相談支援	11	1.9%	1.9%						
地域移行支援	0	0.0%	0.0%						
地域定着支援	0	0.0%	0.0%						
児童発達支援	3	0.5%	0.5%						
医療型児童発達支援	1	0.2%	0.2%						
放課後等デイサービス	13	2.3%	2.3%						
障害児相談支援	3	0.5%	0.5%						
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%	0.0%						
保育所等訪問支援	0	0.0%	0.0%						
福祉型児童入所施設	1	0.2%	0.2%						
医療型児童入所施設	0	0.0%	0.0%						
相談支援	23	4.0%	4.0%						
日常生活用具給付	17	3.0%	3.0%						
移動支援	6	1.0%	1.0%						
日中一時支援	11	1.9%	1.9%						
意思疎通支援	2	0.3%	0.3%						
訪問入浴サービス	7	1.2%	1.2%						
福祉ホーム	0	0.0%	0.0%						
利用しているサービスはない	308	53.7%	53.7%						
無回答	137	23.9%	23.9%						
サンプル数	574	—							

※複数回答可

## ② 今後利用を希望する障害福祉サービス等（障がい者調査・障がい児調査）

「就労継続支援（A型，B型）」「相談支援」が6.6%と最も高く，次いで，「日常生活用具給付」の5.1%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
居宅介護（ホームヘルプ）	14	2.4%	■ 2.4%					
重度訪問介護	3	0.5%	■ 0.5%					
同行援護	4	0.7%	■ 0.7%					
行動援護	6	1.0%	■ 1.0%					
重度障害者等包括支援	8	1.4%	■ 1.4%					
施設入所支援	28	4.9%	■ 4.9%					
短期入所（ショートステイ）	28	4.9%	■ 4.9%					
療養介護	10	1.7%	■ 1.7%					
生活介護	26	4.5%	■ 4.5%					
自立生活援助	11	1.9%	■ 1.9%					
共同生活援助（グループホーム）	11	1.9%	■ 1.9%					
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	12	2.1%	■ 2.1%					
就労移行支援	10	1.7%	■ 1.7%					
就労継続支援（A型、B型）	38	6.6%	■ 6.6%					
就労定着支援	6	1.0%	■ 1.0%					
計画相談支援	13	2.3%	■ 2.3%					
地域移行支援	2	0.3%	■ 0.3%					
地域定着支援	2	0.3%	■ 0.3%					
児童発達支援	4	0.7%	■ 0.7%					
医療型児童発達支援	1	0.2%	■ 0.2%					
放課後等デイサービス	13	2.3%	■ 2.3%					
障害児相談支援	2	0.3%	■ 0.3%					
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%	0.0%					
保育所等訪問支援	0	0.0%	0.0%					
福祉型児童入所施設	0	0.0%	0.0%					
医療型児童入所施設	0	0.0%	0.0%					
相談支援	38	6.6%	■ 6.6%					
日常生活用具給付	29	5.1%	■ 5.1%					
移動支援	17	3.0%	■ 3.0%					
日中一時支援	14	2.4%	■ 2.4%					
意思疎通支援	10	1.7%	■ 1.7%					
訪問入浴サービス	15	2.6%	■ 2.6%					
福祉ホーム	3	0.5%	■ 0.5%					
利用したいサービスはない	230	40.1%	■ 40.1%					
無回答	172	30.0%	■ 30.0%					
サンプル数	574	—						

※複数回答可



## (2) 障害福祉サービスの提供状況等

### ① 障害福祉サービス等の提供体制（施設・事業所調査，関係団体調査）

施設・事業所調査においては、「個々人の状態や希望に沿った必要な障害福祉サービスが提供されているか」について、「はい」と回答した割合は12.5%にとどまっています。

また、「個々人の状態や希望に沿った必要な地域生活支援事業に係るサービスの提供がされているか」についても、「はい」と回答した割合は12.5%にとどまっています。

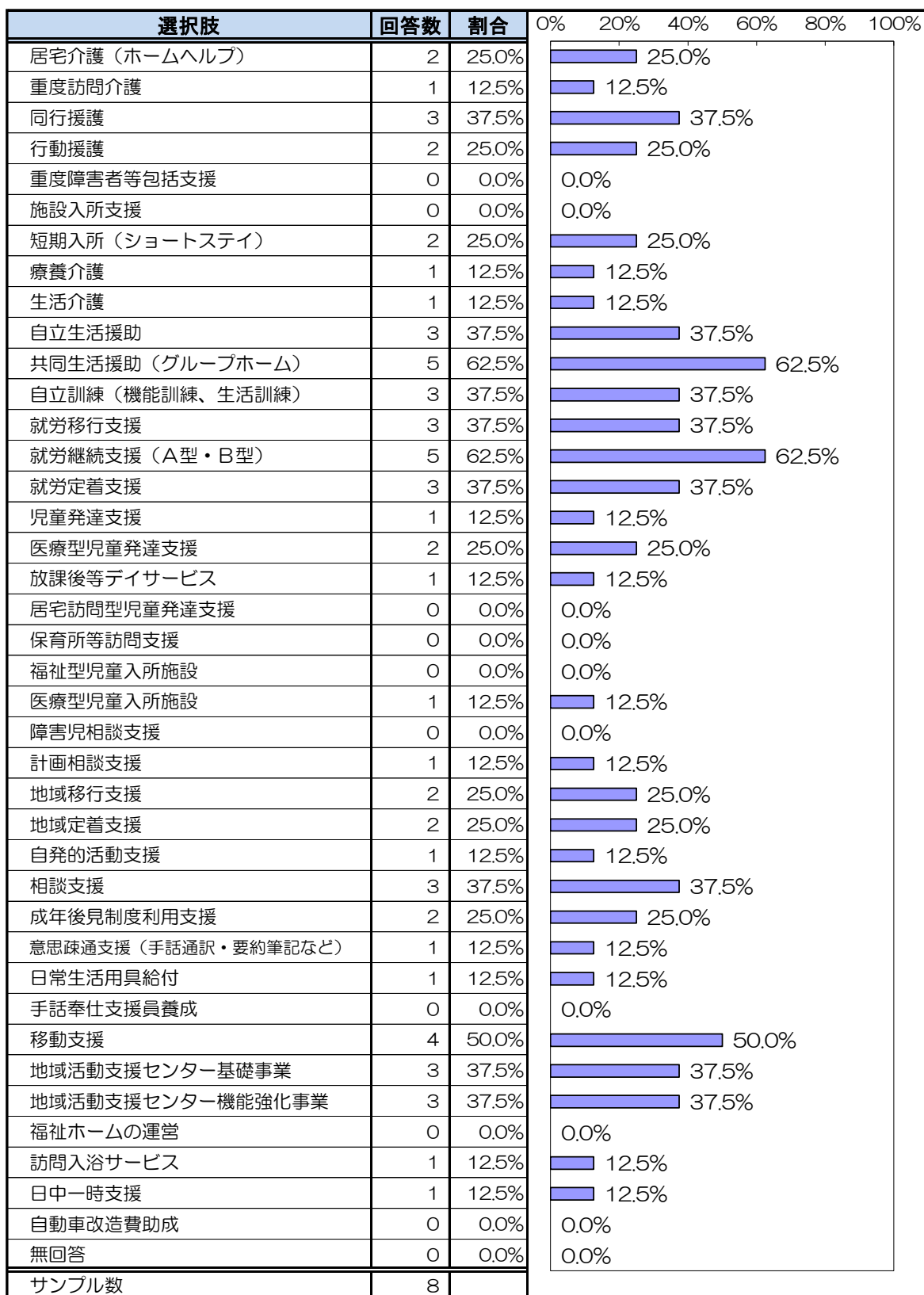
関係団体調査においては、「必要な福祉サービスが提供されているか」について、2団体ともに「はい」と回答しています。

また、「障がい者が入居できるグループホーム等の整備が進んでいるか」について、「はい」「いいえ」に1団体ずつ回答しています。



## ② 整備・充実が必要な福祉サービス（施設・事業所調査）

「今後、特に整備・充実が必要だと考えられる福祉サービス」について、「共同生活援助（グループホーム）」「就労継続支援（A型・B型）」が62.5%と最も高く、次いで、「移動支援」の50.0%の順となっています。



※複数回答可

### 3 前期計画の評価

前期計画に定めた成果目標について、評価を行った結果は以下のとおりです。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数及び施設入所者数の削減数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (平成 28 年度末時点の施設入所者 (65 人) のうち、自立訓練事業等を利用し、令和 2 年度末までにグループホーム、一般住宅等に移行する人数)	6 人	1 人
施設入所者数の削減数 (平成 28 年度末時点 (65 人) と比較した令和 2 年度末時点の施設入所者数の削減数)	2 人	1 人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数及び精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数 (令和 2 年度末時点における医療、福祉関係者による協議の場の設置状況)	1 か所	0 か所
精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量 (令和 2 年度末時点における精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数) ※65 歳以上)	11 人	0 人
精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量 (令和 2 年度末時点における精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数) ※65 歳未満)	6 人	0 人

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の確保数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活支援拠点等の確保数 (令和2年度末時点までに整備する地域生活支援拠点等の確保数)	1か所	0か所

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
一般就労移行者数 (令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数)	1人	1人

#### ② 就労移行支援事業所の利用者数

就労移行支援事業所の利用者数に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
就労移行支援事業所の利用者数 (令和2年度末時点における利用者数)	3人	1人

### ③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合に関する成果目標について、目標を達成できない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 (令和2年度における就労移行率が3割以上の事業所の割合)	50%	0%

### ④ 就労定着支援開始1年後の職場定着率

就労定着支援開始1年後の職場定着率に関する成果目標について、評価の対象となる利用者がいないことから、評価ができない見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
就労定着支援開始1年後の職場定着率 (令和2年度における就労定着の支援開始から1年後の職場定着率)	80%	—

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備

### ① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターの確保数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
児童発達支援センターの確保数 (令和2年度末における圏域内の児童発達支援センターの確保数)	1か所	1か所

## ② 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

保育所等訪問支援の提供体制の確保数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
保育所等訪問支援の提供体制の確保数 (令和2年度末における保育所等訪問支援の提供体制の確保数)	1か所	1か所

## ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数 (令和2年度末における圏域内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数)	1か所	1か所

## ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数に関する成果目標について、目標を達成できる見込みとなっています。

成果目標	目標値	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数 (平成30年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数)	1か所	1か所

## 第3章 計画の基本的方向

---





## 第3章 計画の基本的方向

### 1 基本理念

本町では、第2次さつま町総合振興計画において、基本目標の一つに「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」を掲げ、町民が個々の夢や目標の実現に向けて、充実したライフスタイルを確立できるよう、健康づくりをはじめとする自助の取組と共助の支え合いにより、生涯をいきいきと暮らせる環境づくりを進めています。

また、障がい者福祉の分野においては、「障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり」を基本施策の一つとして掲げています。

本計画の基本理念については、第2次さつま町総合振興計画の方向性との整合を図るとともに、さつま町障がい者計画の方向性との整合を図る必要があることから、さつま町障がい者計画と同一の基本理念を定め、障害福祉サービスの提供体制の確保等に努めます。

### 基本理念

**住み慣れた地域で、ともに支え合い、**

**障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり**

### 2 サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### (1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

成果目標を設定するとともに、目標達成のために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備に努めます。

#### (2) 相談支援体制の構築

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を目指します。

#### (3) 障がい児の支援

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

### 3 成果指標の設定

国の基本指針及び本町の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者 64 人のうち、6%以上にあたる4人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者 64 人から1.6%以上にあたる2人を削減した62人以下とすることを目標とします。

現状	令和元年度末時点の施設入所者数	64人
目標値	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	4人
	令和5年度末時点の施設入所者数	62人

#### (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までに、町又は圏域単位により、地域生活支援拠点等を1か所以上確保することを目標とします。

また、令和5年度末までに「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制」を確保していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数(見込み)	0か所
目標値	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数1人から1.27倍以上にあたる2人以上とすることを目標とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合、令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合をそれぞれ70%以上とすることを目標とします。

現状	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	1人
目標値	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	2人
	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%
	令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%

### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末時点における児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の提供体制について、それぞれ町内に1か所以上確保していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	1か所
	令和2年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数（見込み）	1か所
目標値	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所
	令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	1か所

#### ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末時点における重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、町内に1か所以上確保していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数（見込み）	1か所
目標値	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末時点における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数について、町内に1か所以上設置していることを目標とします。

また、令和5年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、町内もしくは圏域内に1人以上配置していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の町内における設置数（見込み）	1か所
	令和2年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの町内もしくは圏域内における配置数（見込み）	0人
目標値	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の町内における設置数	1か所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの町内もしくは圏域内における配置数	1人

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

令和3年度における相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、1件以上実施していること、相談支援事業者の人材育成に対する支援件数について、1件以上実施していること、相談機関との連携強化の取組の実施回数について、12回以上実施していることをそれぞれ目標とします。

現状	令和2年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（見込み）	0件
	令和2年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数（見込み）	0件
	令和2年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数（見込み）	7回
目標値	令和3年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件
	令和3年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数	1件
	令和3年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度における県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町行政職員の参加人数について、延べ4人以上参加することを目標とします。

現状	令和2年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町行政職員の延べ参加人数（見込み）	3人
目標値	令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町行政職員の延べ参加人数（見込み）	4人





## 第4章 障害福祉サービスの見込量等

---





## 第4章 障害福祉サービスの見込量等

### 1 障害福祉サービスの見込量と確保方策

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

名 称	内 容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護等の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等の必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問系サービス計	人	19	19	22	27	26	25
	時間	154	131	947	1,000	992	984
居宅介護	人	19	19	20	21	20	19
	時間	153	131	156	160	152	144
重度訪問介護	人	0	0	2	3	3	3
	時間	0	0	791	810	810	810
同行援護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	10	10	10
行動援護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	10	10	10
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	10	10	10

※令和2年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値 (以下、同様)

・見込量確保のための方策

障害支援区分に応じたサービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。

また、障がい者への支援方法に関する情報提供等を通じ、ホームヘルパーの介護技術の向上を支援します。

同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、サービス提供業者が町内にありませんが、サービス内容や対象等についての十分な情報を提供するとともに、相談支援事業所等を通じ、利用動向やサービス提供業者を的確に把握しながら、サービス提供に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の9つのサービスをいいます。

名 称	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した身体障がい者又は難病等対象者につき、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な方や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がい者を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

## ・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人	76	76	78	80	76	72
	人日	1,550	1,501	1550	1600	1520	1440
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	21	21	21
自立訓練 (生活訓練)	人	5	2	3	5	5	5
	人日	54	38	48	50	48	45
就労移行支援	人	4	2	3	4	4	4
	人日	64	27	30	50	48	45
就労継続支援 (A型)	人	30	32	36	38	40	42
	人日	581	642	720	730	767	803
就労継続支援 (B型)	人	68	71	69	75	72	68
	人日	1,193	1,252	1213	1250	1188	1125
就労定着支援	人	0	0	1	1	1	1
療養介護	人	3	3	4	4	4	4
短期入所	人	6	7	5	6	6	6
	人日	35	43	21	40	38	36

## ・見込量確保のための方策

生活介護については、今後も障がい者の日中活動の場として、生活する身近な場所での利用が可能になるよう、支援の充実に努めます。

自立訓練については、障がい者が必要な訓練の提供を受けられるよう、関係機関及びサービス提供事業所との連携に努めます。

就労移行支援については、障がい者の就労支援を推進するため、サービス提供事業所に対し、利用拡大等を働きかけるとともに、ハローワークやサービス提供事業所等との連携に努めながら、一般就労の促進を図ります。

短期入所については、障がい者及び家族の支援を図るため、利用したい時に利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

障がい者本人に対するアセスメントを的確に行い、就労や介護、生活能力の向上、さらには、家族支援を図るためのサービスの充実に努めます。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的な居宅訪問・電話相談等により、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

#### ・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	38	37	36	38	38	38
施設入所支援	人	64	64	66	68	68	68

#### ・見込量確保のための方策

グループホームは、障がい者の地域移行等による受け皿的サービスとして、地域での生活を支える基盤となり得ることから、住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、サービスの必要量の確保に努めます。

また、身体障がい者や精神障がい者に対するグループホームについて、相談支援事業所と情報共有等を図りながら、ニーズや必要性について検討していきます。

#### (4) 相談支援サービス

相談支援サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

名 称	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。
地域移行支援	入所している障がい者又は入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

#### ・ サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	人	35	40	49	55	58	61
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

#### ・ 見込量確保のための方策

計画相談支援については、サービス提供事業所と連携を図りながら、計画作成体制の維持に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、制度の周知に努めます。

## 2 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

事業実施にあたっては、見込量の確保方策として、家族会等をはじめとする関係団体との連携強化や、広報紙やホームページにおける情報提供・周知徹底を図ります。

### (1) 自発的活動支援事業

障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自発的活動支援事業	か所	1	1	0	1	1	1

### (2) 障害者相談支援事業（相談支援事業）

障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、障がい者福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害者相談支援事業	回/年	572	628	1,017	1,050	1,050	1,050

### (3) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	0	0	1	1	1	1

### (4) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（意思疎通支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行う事業です。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（派遣件数）	件/年	3	3	0	3	3	3



## (5) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日常生活用具給付等事業計	件/年	717	800	793	808	808	808
①介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
②自立生活支援用具	件/年	0	3	1	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件/年	3	1	3	4	4	4
④情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件/年	711	791	788	800	800	800
⑥居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	1	1	1	1

## (6) 手話奉仕員養成事業

意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、聴覚障がい者との交流活動の促進，町の広報活動等の支援者として期待される，日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話奉仕員養成事業 (利用者数)	人/年	10	10	0	10	10	10

## (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
委託先	か所	2	1	2	2	2	2
利用者数	人/年	4	5	3	5	5	5
利用延時間	時間/年	480	379	187	300	300	300

## (8) 地域活動支援センター基礎事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を提供する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
委託先	か所	4	5	4	4	4	4
利用者数	人/年	13	16	16	16	16	16
利用延人員	人/年	120	147	131	150	150	150
利用延日数	日/年	1,327	1,548	1,478	1,600	1,600	1,600

## (9) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、支援を行う事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
委託先	か所	2	2	2	2	2	2
利用者数	人/年	3	2	2	2	2	2
利用延人員	人/年	25	22	16	20	20	20
利用延日数	日/年	83	64	30	64	64	64

## (10) 福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
委託先	か所	2	2	2	2	2	2
利用者数	人/年	9	8	9	9	9	9

## (11) 訪問入浴サービス事業

寝たきりの重度身体障がい者に、入浴の機会を提供することにより、身体の清潔と健康の維持を図ることを目的とした事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
委託先	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	3	3	3	3	3	3
利用延回数	回/年	149	180	187	200	200	200

## (12) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
委託先	か所	3	5	5	5	5	5
利用者数	人/年	7	29	10	16	16	16
利用延回数	回/年	45	97	52	80	80	80

### (13) 自動車改造費助成事業

重度の身体障がい者が就労等の目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキや手動アクセル、ハンドルへ旋回装置等の取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成するものです。

#### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自動車改造費助成事業 (利用者数)	人/年	1	1	1	1	1	1

## 3 障がい児支援に関するサービスの見込量と確保方策

障がい児支援に関するサービスとは、次の6つのサービスをいいます。

名 称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

・サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	人	43	41	39	40	40	40
	人日	205	184	207	210	210	210
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人	18	19	23	25	27	28
	人日	241	230	201	230	242	253
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人	20	19	24	25	27	28

・見込量確保のための方策

令和2年度において、町内の児童発達支援施設が拡充され、受入可能人数が増えました。また、放課後等デイサービス事業所を1か所開設し、利用しやすい環境を整えました。これらの状況を踏まえ、広報紙やホームページ等によるサービスの周知を図ります。

## 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について検討を行うとともに、ニーズを踏まえた障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

### ・事業実績値及び見込量

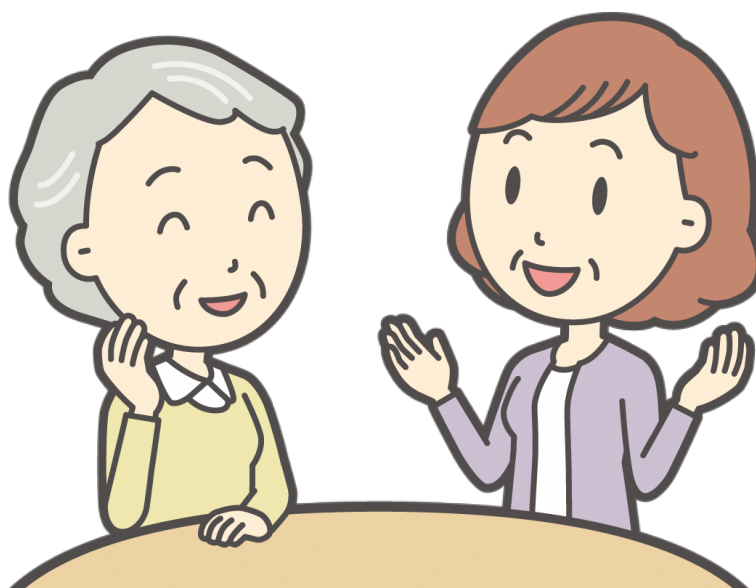
区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	0	0	0	0	1
保健，医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	0	0	6
保健，医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/月	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/月	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/月	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/月	0	0	0	0	0	1

## 5 発達障がい者等に対する支援に係る活動指標

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保に努めます。

### ・事業実績値及び見込量

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	人/年	0	0	0	0	0	10
ペアレントメンター	人	0	0	0	0	0	1
ピアサポートの活動への 参加人数	人/年	0	0	0	0	0	10





## 第5章 計画の推進にあたって

---



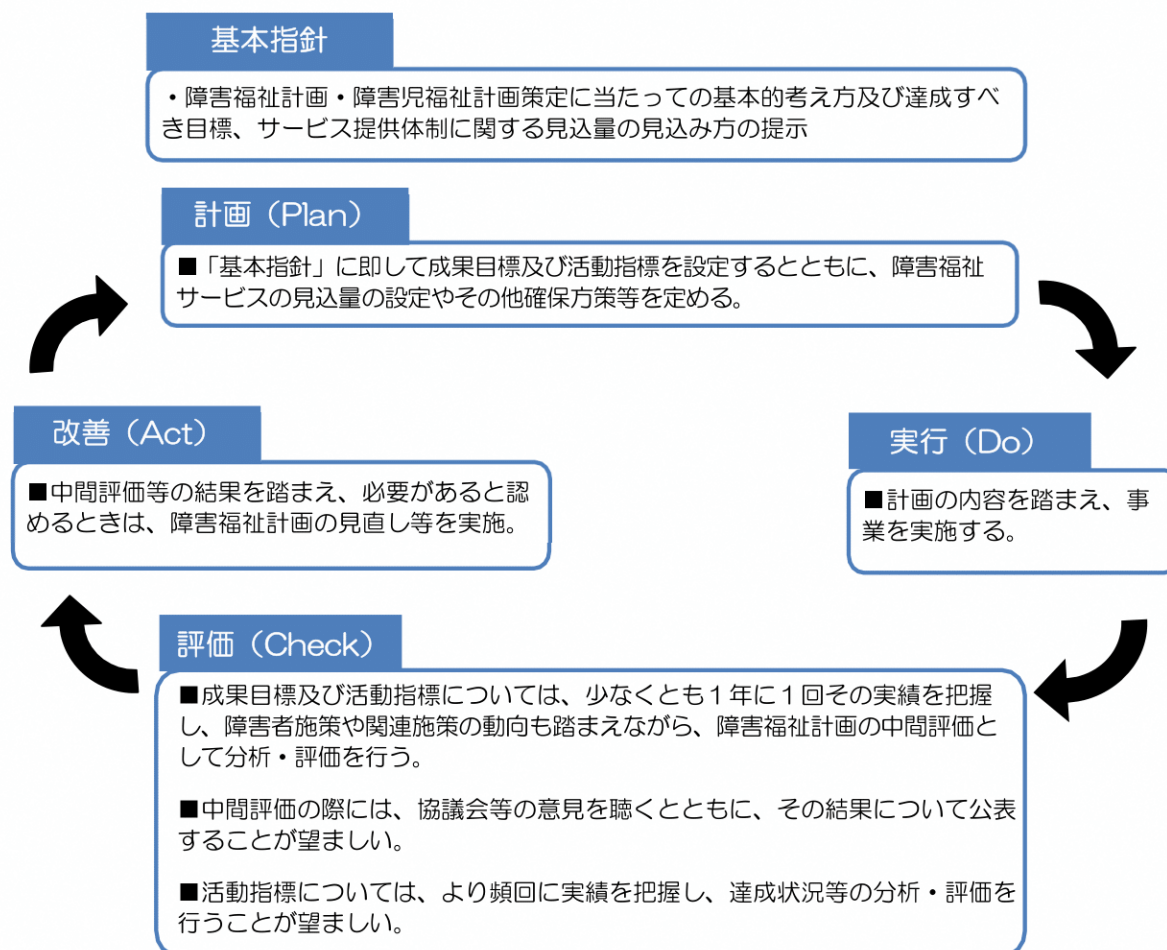
## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進にあたって

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として「さつま町地域自立支援協議会」に結果を報告し、住民視点・当事者視点・専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、本計画を見直すこととします。





## 第6章 資料編

---



## 第6章 資料編

### 1 さつま町障害福祉計画策定委員会

#### (1) 設置要綱

○さつま町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 12 月 1 日

告示第 138 号

改正 平成 29 年 8 月 31 日告示第 111 号

平成 29 年 9 月 1 日告示第 112 号

(目的及び設置)

第 1 条 さつま町障害福祉計画の策定に当たり、町内の福祉関係者及び住民の意見等を反映させるため、さつま町障害福祉計画策定委員会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画に関する事項
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 高齢福祉関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該計画の策定に係る期間で、町長が必要と認める期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 会長は、必要に応じて委員会の審議の結果を障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に基づき設置されているさつま町地域自立支援協議会に報告する。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月31日告示第111号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月1日告示第112号)

この告示は、告示の日から施行する。



## (2) 委員名簿

部 門	所 属	氏 名
障害福祉(身体)部門	さつま町身体障害者福祉連絡協議会 副会長	舟倉 武則
障害福祉(知的)部門	社会福祉法人 ひいらぎ会 相談支援事業所 さつま 所長	久保 秀和
障害福祉(精神)部門	さつま町精神障害者家族会 若竹会 会長	上原 美枝子
障害福祉(発達)部門	社会福祉法人 クオラ 児童発達支援センター クオラバンビーノ 保育士	土屋 良子
社会福祉部門	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 事務局長	山下 光男
保健福祉部門	北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課長	原田 浩行
保健福祉部門	さつま町地域包括支援センター 保健師	高柳 さゆり

※敬称略。令和3年3月1日現在

## 2 さつま町地域自立支援協議会

### (1) 設置要綱

○さつま町地域自立支援協議会設置要綱

平成 24 年 2 月 22 日

告示第 7 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 57 号

平成 29 年 8 月 31 日告示第 111 号

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、相談支援事業を中心とした地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議の場として、さつま町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域における障害福祉サービスの普及及び向上に関すること。
- (5) 相談支援事業の中立・公平性を確保するために必要な、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 地域における保健・医療・教育・雇用・福祉関係者
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 学識経験者
- (6) 町の関係職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、議事の内容により、第3条第2項各号に掲げる者のうち必要な者のみをもって開く場合は、この限りでない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等については、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成25年3月29日告示第57号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月31日告示第111号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

事 項 別		所 属	氏 名
1号	相談支援事業者	さつま町障害者相談支援センター 相談支援専門員	柳田 道輝
		社会福祉法人 ひいらぎ会 相談支援事業所 さつま 所長	久保 秀和
		相談事業所 かけはし 相談支援専門員	廣岡 稔晃
		相談支援事業所 クオラバンピーノ 相談支援専門員	松元 由加里
2号	障害福祉 サービス事業者	社会福祉法人 ひいらぎ会 理事長	城森 直人
		社会福祉法人 クオラ 児童発達支援センター クオラバンピーノ 保育士	土屋 良子
		株式会社 光の郷 代表取締役	柳野 吉紀
		株式会社 夢の杜 代表取締役	下境田 佳奈
3号	地域における保 健・医療・教育・ 雇用・福祉関係者	医療法人 博仁会 理事長 宮之城病院 病院長	新門 弘人
		鹿児島県立出水養護学校 教頭	日高 正人
		川内公共職業安定所 宮之城出張所 出張所長	乗越 正文
		北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課長	原田 浩行
		社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 事務局長	山下 光男
4号	障害者関係団 体に属する者	さつま町身体障害者福祉連絡協議会 会長	四位 芳彦
		さつま町手をつなぐ育成会 会長	山内 茂幸
		さつま町精神障害者家族会 若竹会 会長	上原 美枝子
5号	学識経験者	さつま町民生委員児童委員協議会 会長	大園 良正
6号	町の関係職員	さつま町教育委員会 学校教育課長	界 敏則

※敬称略。令和3年3月1日現在

### 3 町内のサービス提供事業所一覧

#### (1) 障がい者施設

施設/事業所名	所在地	サービス名【区分】	電話番号
障害者支援施設 宮之城ふくし園	宮之城屋地 670 番地 2	生活介護【障】 施設入所支援【障】 短期入所【障】 日中一時支援【地】	53-2940
障害者支援センター さつま	宮之城屋地 729 番地	就労移行支援【障】 就労継続支援（B型）【障】	53-2940
相談支援事業所 さつま		相談支援【地】 特定相談支援【障】 障害児相談支援【障】	53-2940
あっとホームかがやき 1 あっとホームかがやき 2	宮之城屋地 2056 番地 1	共同生活援助【障】	26-1239
さつま町 社会福祉協議会	宮之城屋地 2117 番地 1 (宮之城ひまわり館内)	移動支援【地】 訪問入浴サービス【地】	52-1123
さつま町 障害者訪問介護事業所 (さつま町社協)		居宅介護【障】 重度訪問介護【障】	52-1123
さつま町 障害者相談支援センター (さつま町社協)		相談支援【地】 特定相談支援【障】	52-1123
あかね寮	船木 34 番地 (宮之城病院内)	共同生活援助【障】	53-0180
福祉ホーム アンジェリカ		福祉ホーム【地】	53-0180
相談事業所 かけはし	【本 所】出水市野田町下名 6322 番地 5 【事業所】西新町 17 番地 14	相談支援【地】 特定相談支援【障】	79-4118 29-5206
株式会社 光の郷	柏原 1920 番地 3	就労継続支援（A型）【障】	59-8875
株式会社 夢の杜	船木 4029 番地 1	就労継続支援（A型）【障】	29-3222
工房たけん子	広瀬 5717 番地	地域活動支援センター【地】	53-3760
相談支援事業所 クオランビーノ	轟町 35 番地 40	特定相談支援【障】	26-1215

※【障】障害福祉サービス，【地】地域生活支援事業

#### (2) 障がい児通所施設

施設/事業所名	所在地	サービス名【区分】	電話番号
児童発達支援センター クオランビーノ	轟町 35 番地 40	相談支援【地】 児童発達支援【障通】 放課後等デイサービス【障通】	26-1215
放課後等デイサービス事業所 みらくる	宮之城屋地 2117 番地 1 (宮之城ひまわり館敷地内) 宮之城屋地 2056 番地 1 ※令和 3 年 6 月移転予定	放課後等デイサービス【障通】	53-3900

※【障通】障害児通所支援，【地】地域生活支援事業

## 4 用語解説

### か行

#### 機能訓練

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、機能の維持・回復に必要な訓練を行い、在宅での日常生活の自立を助けることを目的とするもの。

#### 共同生活援助（グループホーム）

地域社会の中で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、世話人による食事の提供等の日常生活の援助を行うことにより、障がい者の自立と地域生活の支援を行う。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### さ行

#### 視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がい的一种として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

#### 肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

## 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導，知識技術の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行う。対象となる児童は，療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

## 児童福祉法

児童の健全な育成，児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について，「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ，且つ育成されるように努め」，また「児童はひとしくその生活を保障され，愛護され」なければならないとうたい，この原理を実現するための国・地方公共団体の責任，児童福祉司等の専門職員，育成医療の給付等福祉の措置，児童相談所，保育所等の施設，費用問題等について定めている。

## 障害者基本法

共生社会の実現に向け，障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関するの基本原則を定め，国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに，施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め，障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年 8 月に改正され，①目的規定の見直し，②障がい者の定義の見直し，③基本原則の設置，④身近な場所での療育，⑤選挙における配慮，⑥司法手続きにおける配慮等が規定された。

## 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め，自立を支援する観点から，障害者基本法の基本理念にのっとり，身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく，福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし，平成 18 年 4 月から施行され，平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

## 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けて，福祉サービスの充実等，障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため，新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして，平成 25 年 4 月から施行された。

## 身体障がい

身体障害者福祉法に規定された、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がいをいう。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。

## 精神障がい

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、統合失調症やそううつ病、うつ病、器質性精神障がい、中毒性精神障がい、てんかん等がある。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

## 成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

## た行

## 知的障がい

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障を生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のこと。



## 聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系等の働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

## な行

### 内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

### 難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。

## は行

### 発達障がい

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいは「自閉症スペクトラム障がい」という新たな呼称が使用されている。

### ピアサポート

ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする者たちを表す言葉であり、障がい領域においては、障がい者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者に対する相談支援等を行う活動のことをいう。

## PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

## ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

## ペアレントプログラム

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする「ペアレントトレーニング」に対して、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

## ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある親が、その経験と知識を生かして後輩の親の支援を行う、当事者による当事者支援の仕組み。

## ら行

## リハビリテーション

障がいの者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいの者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいの者の自立と参加を目指すとの考え方。

## 療育

障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取組。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつあわせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

## 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。



## さつま町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

---

発行年月 令和3年3月  
発行 鹿児島県 さつま町  
編集 さつま町役場 保健福祉課  
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2  
TEL0996-53-1111 fax0996-52-3514  
URL <http://www.satsuma-net.jp>